

専門部会設置に関する事業所アンケート

■実施期間：令和4年12月14日～令和4年12月26日

■対象事業所：102業所

■アンケート内容・・・①宇部市に必要な専門部会について
②その他のご意見(自由記載)

■回答事業所：20事業所

相談支援関係 9、障害児支援関係 6、就労支援関係 4、施設関係 1

■アンケート結果

① 宇部市に必要な専門部会

専門部会名	構成委員	主な協議内容	回答事業所種別 (事業所数)
こども支援	障害児通・入所事業所	地域課題を抽出・協議・情報共有	相談支援 7
	相談支援事業所	家族・きょうだい支援	障害児支援 4
	学校(SSW等)	関係機関・教育機関・支援者の連携強化	施設支援 1
	医療機関(リハ関係等)	就学に関する協議	就労支援 1
	そらいろ	医療的ケア児の支援体制	
	子育て支援センター	不足している社会資源の整備(短期入所等)	
	こども家庭支援センター	つなぎ目の支援(就学前、進学期、就業期)	
	児童発達支援センター	不登校児の対応	
	児童相談所	連携支援体制の構築(実践的な組織の組立)	
	総合支援学校	ケース検討	
		専門機関(そらいろ等)による研修	
		見学ツアー・公開授業観覧	

専門部会名	構成委員	主な協議内容	回答事業所種別 (事業所数)
就労支援	就労支援事業所 障害者就業・生活支援センター 相談支援事業所 ハローワーク 企業(特例子会社含む) 総合支援学校 学校(就職担当者)	支援機関や企業との連携強化・課題の共有 就労促進、移行・定着に向けた取組・促進 共同受発注 職場実習の試行・普及啓発 職場ニーズ調査 安定した雇用に向けた雇用の質の向上 障害者雇用の事例・課題の協議 障害者の就労支援、工賃 就労系事業所の見学会 福祉就労から一般就労への移行時等の課題の検討	相談支援 6 就労支援 2 障害児支援 1 施設支援 1
相談支援	相談支援事業所 当事者・家族 総合支援学校 相談に係る機関 (児相・家庭児童相談所等) 社会福祉協議会 病院等地域連携担当	相談支援員のスキルアップ(事例検討・情報共有) 関係機関との連携 相談支援から地域課題の抽出 地域資源の利用法 学校との連携	相談支援 5 障害児支援 1 施設支援 1
地域生活	居宅介護支援事業所 相談支援事業所 生活介護事業所 社会福祉協議会 民生委員 共同生活援助事業所 訪問看護	地域の中で起こる生活の問題の整理と協議 資源不足の現状課題の情報共有 強度行動障害等に係る支援 精神障害者の支援体制 地域の体制づくり(親亡き後、緊急時等) ひきこもり 地域連携ネットワーク	相談支援 4 障害児支援 1 就労支援 1

	精神科病院 生活支援センター 当事者 地域活動支援センター 企業 就労支援事業所	家族・支援者支援	
障害サービス連携	障害児通所事業所 当事者・家族 生活介護事業所 グループホームのサポーター	問題発生時の解決方法等の情報共有・情報交換 活動内容の発表・検討 見学ツアー グループホームを運営していくことの課題の抽出 障害サービスから高齢サービスへのスムーズな移行	相談支援 2 障害児支援 1 就労支援 1
当事者	当事者団体 相談支援事業所 医療機関 社会福祉協議会 家族会 ピアサポーター	当事者における家族支援 当事者ニーズの把握 成年後見制度 暮らしやすい地域づくりに向けた話し合い 地域課題の抽出・協議・検討 障害福祉サービス提供事業所に対する要望 当事者交流の推進	相談支援 1 障害児支援 1 施設 1
教育	教育機関 小・中・高・大学生等	障害者への理解	就労支援 1
施設	生活介護支援事業所 入所施設	情報共有	就労支援 1
権利擁護	当事者・家族 関係機関	権利支援や差別に関する理解 権利保障実現に必要な広報 虐待・差別等の権利侵害に関する解決策と必要な体制づくり	相談支援 1

② 自由記載（ご意見）

専門部会

- ・子育て・教育・就労など分野別のものと、解決すべき課題が設定された時点で短期集中解決型として期限を設けて部会を設置するとよい。（相談支援事業所）
- ・ただ会議を増やすのではなく、整理及び統合ということも検討していただきたい。そのためには、どういった会議が実施されているかを確認する必要がある。（就労支援事業所）

構成委員

- ・相談支援部会を除いて、希望する部会に参加できるようにする。また、当事者は、相談支援部会を除き、どの部会にも参加する。（相談支援事業所）
- ・就労部会は、就労支援ネットワーク会議での協議内容が専門部会的な役割を既に担っていると思われるので、就労支援ネットワーク会議を活用したらよい。（就労支援事業所）
- ・社会福祉法人、NPO法人以外の民間も参加していただくようなシステム作りも必要。例えば、市内でグループホームを設置する場合は、居宅関係の部会に入ることを要件にするなど。（就労支援事業所）
- ・普段、福祉とは関わりが薄い若い世代に参加していただき、障害者やご家族が抱えている問題を聞いてもらうだけでも啓発になる。（就労支援事業所）

協議内容

- ・定義された障害には該当しないが、生きづらさを持つ人、自立生活が困難な人の相談窓口及び支援対策を検討する必要がある。（相談支援事業所）
- ・重度重複障害者の生活の実態、家族の負担の実態、支援の実態等を検討し、サービスの充実を検討する必要がある。（相談支援事業所）
- ・生活介護・放課後等デイサービス等は他の事業所や活動内容など情報として共有しにくく、事業所内だけの検討のみになっており悩んでおられる職員も多い気がする。連携しながら自分たちの支援を見直し、新しい視点を持ち、宇部市全体の支援レベルの向上を目指していけるとよい。（相談支援事業所）
- ・子育て問題や支援学校に適應できない生徒の対応が課題となりつつある。（相談支援事業所）
- ・現状、放課後等デイ同士のつながりが希薄で、連携を取れる事業所と、そうでない事業所が区分されている状況。子ども達へのより良い支援のために、横のつながりの強化を行っていきたい。（障害児支援事業所）
- ・共通の研修の場など、話し合い以外にも障害のある児童への支援に対して、一事業所の枠を超

えて意見を交わせる場としても設定してほしい。(障害児支援事業所)

- ・子どもが生活している時間の多くは、園、学校、家庭になる。そのような場面での支援者の対応をみんなで考えていく、学んでいく研修会、会議などがあればよい。(障害児支援事業所)
- ・令和6年度の障害者総合支援法の改正では、国は障害のある人の雇用強化に向けた制度を示している。今後益々福祉分野、雇用分野での認識統一、連携をしていかなければ、近年増え続けている精神・発達障害者の雇用は進まない状況になってきている。そこで、専門職が別々で地域での問題解決を図るのではなく、障害のある人の雇用を進めるにあたっては、企業も踏まえた専門職の情報共有は必要だと感じている。(就労支援事業所)

開催頻度

- ・開催頻度は、構成委員が決める。(相談支援事業所)
- ・各部会を定期的を開催するのは、絶対数の少ない相談支援専門員の業務負担の増大、ひいては通常のサービスの低下が危惧されると考える。(相談支援事業所)

その他

- ・各事業所の施設空き状況などの情報ができるだけリアルタイムに共有できるようなシステムを構築してほしい。(相談支援事業所)
- ・各種様式がホームページからダウンロードできるようにしてほしい。(相談支援事業所)
- ・宇部市で医療・教育・福祉の連携ができると嬉しい。(障害児支援事業所)
- ・感じている課題として、圏域に障害児(特に幼児から小学校低学年)が短期入所可能な事業所が少ない。(障害児支援事業所)
- ・感じている課題として、強度行動障害を有する児童の移動先が圏域にない(あっても定員を満たしている)。(障害児支援事業所)
- ・何かあった時の参考にできるよう、いろいろな分野から困りごと等の事例から具体的な解決方法を教えてもらえる場や窓口があると助かる。(障害児支援事業所)
- ・なるべく関係機関が集まれるような日時や時間帯の開催ができればよい。(施設関係)
- ・専門部会は構成委員・市職員や事業所職員に過度な負担がかからない範囲での部会数や開催頻度を願う。私どもの事業所も人手・人材不足で色々な会議等に参加できずにいることが課題となっている。(就労支援事業所)